地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

【歳 入】 (単位:千円)

項 目	決算額
地方消費税交付金	258,134
うち社会保障財源化分	113,038

【歳 出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

		- ×) U113	•		
款項	主な事業	事業費	財源内訳		
			国県支出金	その他 特定財源	一般財源
3款 民 生 費		2,018,472	877,249	108,348	1,032,875
1項 社会福祉費	障害者自立支援給付 事業、地域生活支援事 業、高齢者福祉費、福 祉医療費	1,223,646	392,207	39,636	791,803
2項 児童福祉費	児童措置費、保育園 費、施設型給付費負担 金、地域子育て支援拠 点事業、延長保育促進 事業	794,826	485,042	68,712	241,072
4款 衛 生 費		433,833	9,367	3,989	420,477
1項 保健衛生費	保健活動費、健康增進 事業費、母子保健事業 費、予防費	163,833	9,367	3,989	150,477
3項 病院費	病院費	270,000	0	0	270,000
숌 計		2,452,305	886,616	112,337	1,453,352
一般財源のうち、社会保障財源化分の地方消費税交付金					113,038

※引き上げ分の地方消費税(市町村交付金を含む。)は、消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他の社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、使途の明確化を求められています。